

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市小規模保育事業所設置運營業務

2 契約の相手方

株式会社 global bridge

代表取締役 貞松 成

3 随意契約理由

大阪市小規模保育事業所設置運營業務は、仕事と子育ての両立を支援し、安心して子どもを産み育てることのできる社会づくりを目指して、保育の多様なニーズと低年齢児の保育需要に対応するため、保育所との連携を図りながら、生後6か月から3歳未満の児童を少人数の家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行うものであり、「待機児童加速化プラン」に基づき、平成27年度に施行が予定されている「子ども・子育て支援新制度」を先取りし、最も需要及び要件の高い、生後6か月から3歳未満の児童の保育を行うことにより、待機児童の解消を行うことを目的とした事業である。

当該事業を行う事業者については、市民に対して保育の質の確保と継続的な提供が必要であるため、本市としてもより良い事業者を選定する責務があること。また、選定にあたっては公平・透明性の確保が必要であることから、高度な専門知識を有した学識経験者等で構成される選定委員会をこども青少年局において、設置し、設置・運営事業者として選定されている。

また、委託料については、実施要綱によりその額を定めている。

こうした点を踏まえ、本事業については、改めて価格等による競争入札になじむものではないと判断したため、本市が開設を承認した上記の事業者を委託者として選定し、委託契約を締結するものとする

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市西区区役所保健福祉課（子育て支援）（電話番号06-6532-9952）